

「御代田町まちづくり事業支援金」

平成30年度事業を募集します

「御代田町まちづくり事業支援金」は、区やボランティア団体など公共的な活動を行っている団体の皆さまが自ら創意工夫し企画したまちづくり事業を応援する制度です。

公共性や独創性のあるまちづくりに関する事業の経費の一部を補助し、団体の皆さまの自立・活動を支援します。平成30年度事業について、次のとおり募集しますので、是非ご活用ください。

■対象団体 町内に住所を有する5人以上で構成する団体

■対象事業 次の要件を備えた事業が対象です。

- 不特定多数の者の利益に繋がる事業(公共性)
- 地域住民が協働し、コミュニティの形成ができる事業(協調性)
- 独自の発想や新たな展開が期待できる事業(独創性)
- 波及効果や新たな展開が期待できる事業(発展性)
- 計画や費用に実現性・継続性が期待できる事業(実現性・継続性)
- 他の補助を受けていない事業

また、平成30年度中に事業が完了することが必要です。

(例)地域の子育てを支援する活動、講師の招いての講演会

インストラクターによる講習会、地域住民との交流事業など

■対象外事業 継続的に行っている定着したイベントや行事、備品などの購入が主となる事業、政治・営利・宗教・反社会的活動を目的とする事業などは対象となりません。

■支援金額 補助対象経費(※)の1/2(上限20万円)

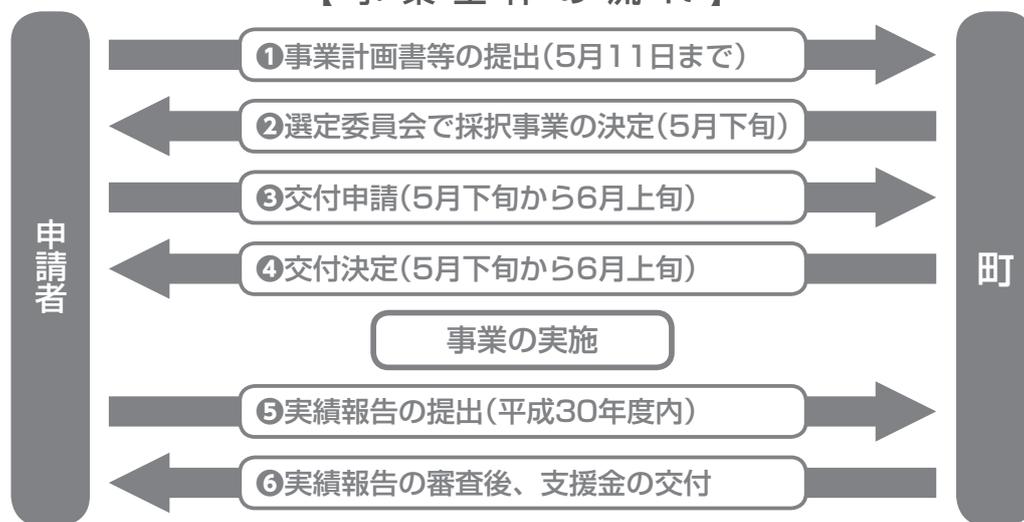
■募集締切 5月11日(金)必着

■応募方法 必要書類(まちづくり事業計画書等)を役場企画財政課へ提出してください。様式等は、町ホームページからダウンロードできるほか、企画財政課にも用意してあります。

■決定 5月下旬に開催予定の選定委員会で審査を行い、採択事業を決定します。

※構成員への人件費、先進地視察旅費、食料費、備品費など対象とならない経費もありますのでご注意ください。

【事業全体の流れ】



詳細の確認・相談は、企画財政課までお気軽にお問い合わせください。

タクシー利用助成事業 について



平成30年4月よりタクシー利用助成券の制度が変更となります。

■タクシー利用助成事業・障害者福祉タクシー利用助成事業の内容は下記のとおりです。

種 類	タクシー利用助成事業	障害者福祉タクシー利用助成事業
受付開始日	事前受付を行っていますが、お渡しは 4月2日(月)以降となります。	4月2日(月)からご購入いただけます。
受付窓口	※5月2日までは現庁舎の企画財政課企画係 5月7日からは新庁舎の保健福祉課介護 高齢係になります。	保健福祉課福祉係
利用できる方	70歳以上で御代田町に 住民登録のある方	御代田町に住民登録のある方で、次のいずれ かに該当する方 ●身体障害者手帳の障害程度が1級から3級 に該当する方 ●療育手帳の障害程度がAに該当する方 ●精神保健福祉手帳の障害程度が1級に該当 する方
利用可能枚数	1人につき48枚まで利用可能です。	1人につき48枚まで利用可能です。ただし、 70歳に達する月の前月分までとなります。 (70歳に達する月からは、 タクシー利用助成 券をご利用ください)
購入方法	●申込書を記入し、助成券を1枚あたり400円で購入していただきます。(6枚単位2,400円 からの購入になります) 【※印鑑をお持ちください】	
利用方法	●1枚につき1,000円まで利用できます。 ●1回の乗車で複数枚利用できます。 ●タクシー券が利用できるのは「軽井沢観光タクシー」「松葉タクシー」です。 ●おつりはできませんのでご注意ください。	

※購入申込書は、町ホームページからもダウンロードできます。

【次の点にご注意ください】

平成29年度のタクシー利用助成券・障害者福祉タクシー利用助成券の有効期限は平成30年3月31日(土)までです。期限までに利用できなかったタクシー券は翌年度に繰り越すことはできませんので、**タクシー利用助成券**については企画財政課の窓口へ、**障害者福祉タクシー利用助成券**については保健福祉課福祉係の窓口へ代金の払戻請求をお願いします。請求方法は次のとおりです。

- 払戻受付期間** 4月2日(月)～27日(金)
- 必要書類** ①使用しなかったタクシー券
②本人の口座番号(返金は口座振込のみとなります。)
③印鑑 (※印鑑がないと入金できませんので、必ずお持ちください。)

※タクシー券の申請および、払戻請求を代理人が行う場合は、委任状が必要です。

問い合わせ先

- タクシー利用助成事業に関する問い合わせ先 企画財政課企画係(32)3112
- 障害者福祉タクシー利用助成事業に関する問い合わせ先 保健福祉課福祉係(32)6522